

そらまめこども園船橋駅前 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	株式会社 ブルーム
事業者の所在地	千葉県習志野市奏の杜 3-14-9
事業者の連絡先	047-702-8900
代表者氏名	山崎 厚子

(2) 施設の概要

種別	地方裁量型認定こども園							
名称	そらまめこども園船橋駅前							
所在地	千葉県船橋市本町 1-30-1							
連絡先	(電話番号) 047-405-9951 (FAX番号) 047-405-9952							
施設長氏名	後平 ひかり							
開設年月日	平成30年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	一人	一人	一人	4人	4人	4人	12人
	2号・3号	9人	12人	18人	20人	20人	20人	99人
	合計	9人	12人	18人	24人	24人	24人	111人
当園の基本理念・方針	①一人ひとりの個性を大切にし、気持ちをしっかりと受け止めながら、 養護・教育の両面の一体化を図る。 ②次に挙げる事項を保育指針として、家庭との連携を図りながら生涯に わたる人間形成の基礎を培うことを目指す。 1. 健康でよく遊べる子 2. 思いやりのあるやさしい子 3. 物事をよく考えやってみる子 4. 自分の気持ちを素直に表現できる子 5. 感性豊かな子							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	426.98 m ²
園舎	構造	鉄骨造陸屋根 3 階建
	延べ	683.53 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室 0 歳	1 室	
乳児室又はほふく室 1 歳	1 室	
保育室 2 歳	1 室	
保育室 3 歳	1 室	
保育室 4 歳	1 室	
保育室 5 歳	1 室	

(5) 職員体制 (令和 7 年 4 月 1 日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
副園長	1 人	1 人	人	
保育士・教諭	16 人	9 人	7 人	
栄養士・調理	4 人	4 人	人	
看護師	1 人	1 人	人	
講師	3 人	人	3 人	英語・リトミック・体操

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども (教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	教育標準時間	午前 8 時 30 分～午後 2 時 30 分 (6 時間)	
預かり保育	保育時間	午後 2 時 30 分～午後 6 時 00 分	
休業日	日曜日・祝祭日		
	年末・年始 (12 月 29 日～ 1 月 3 日)		

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～午後 6時00分 (11時間)	
	保育短時間	午前 8時00分～午後 4時00分 (8時間)	
延長保育	保育標準時間	朝：午前 時～午前 時 夕：午後 6 時～午後 8 時	
	保育短時間	朝：午前 7 時～午前 8 時 夕：午後 4 時～午後 8 時	
開所時間	月～金曜日	午前 7 時 00 分～午後 8 時 00 分	
	土曜日	午前 7 時 00 分～午後 8 時 00 分	
休業日	日曜日・祝祭日		
	年末年始（12月29日～1月3日）		

（7）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	教材・行事費	年間	3,000 円
	通園カバン 通園リュック	0,1,2 歳児クラス 3,4,5 歳児クラス	実費 実費
	カラー帽子	全員	実費
	体操用パンツ	3,4,5 歳児クラス	実費
	セキュリティカード	カード追加希望者のみ	1,000 円
	1号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額 6,500 円 (副食費免除対象者は月額 1,000 円)
	2号認定子どもに係る副食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額 5,500 円
	1号認定子どもに係る預かり保育料	30 分 1 時間	200 円 400 円
その他	補食（延長保育利用時の希望制）	1 回	100 円
	夕食（延長保育利用時の希望制）	1 回	300 円

上記に掲げる費用以外に、費用負担が発生する場合にはその目的や金額等について事前に説明致します。教材・行事費、実費徴収分、延長保育に係る費用は集金袋にて徴収致します。保育料、給食、副食費は振込にてお願い致します。

振込先について

振込先	千葉銀行 津田沼駅前支店 普通口座 口座番号 4054419 口座名義人 (株) ブルーム 代表取締役 山崎厚子
ご依頼人名（敬称略）	例 そらまめ はなこ まめお（兄弟姉妹いる場合） お子様のフルネームでお願いします

（8）提供する特定教育・保育の内容

「健康教育・遊びを通した知育・芸術的感性などを豊かにする保育」
健康・人間関係・環境・言葉・表現 を伸ばすようにして参ります。

0歳児 生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ
1歳児 行動範囲が広がり探索活動を盛んにする
2歳児（満3歳児）象徴機能や想像力を広げながら、集団活動に参加する。
3歳児 身近な仲間や自然等の環境と積極的にかかわり、意欲を持って活動する
4歳児 信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする
5歳児 集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる
よりよい「家庭環境」を支援するために利用される方に対して最善を尽して参ります。

（9）年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 誕生会 身体測定 避難訓練
5月	内科健診 誕生会 身体測定 避難訓練
6月	歯科健診 誕生会 身体測定 避難訓練 不審者訓練
7月	個人面談 誕生会 身体測定 避難訓練
8月	夏祭り 交通安全教室 誕生会 身体測定 避難訓練
9月	運動会 総合防災訓練 誕生会 身体測定
10月	保育参観 ハロウィンパーティー 内科健診 誕生会 身体測定 避難訓練
11月	歯科健診 避難訓練 誕生会 身体測定
12月	生活発表会 クリスマス会 誕生会 身体測定 避難訓練
1月	保育参加 誕生会 身体測定 避難訓練
2月	個人面談 誕生会 身体測定 避難訓練
3月	お別れ会 お別れピクニック 卒園式 誕生会 身体測定 避難訓練

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理者が定めた選考方法による <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(11) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	朝比奈クリニック
医院長名	石角 太一郎
所在地	船橋市夏見4丁目1-34
電話番号	047-422-7795

(12) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	タエ小児歯科クリニック
医院長名	兼元 妙子
所在地	習志野市奏の杜3-16-10
電話番号	047-478-2726

【管轄する消防署】

消防署名	中央消防署
所在地	船橋市湊町2-6-10
電話番号	047-435-8667

【管轄する警察署】

警察署名	船橋警察署
所在地	船橋市市場4-18-1
電話番号	047-435-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	後平 ひかり
消防計画届出年月日	平成 29 年 2 月 27 日
避難訓練	毎月 1 回 年間 12 回
防災設備	消火設備 防災緊急設備 完備
避難場所	天沼弁天池公園 船橋市本町 7-16
緊急時の連絡手段	電話・専用メール・専用 SNS 等で対応

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	木村 好美	電話 047-405-9951
相談・苦情解決責任者	後平 ひかり	電話 047-405-9951
第三者委員	高橋 賢	津田沼駅前商店会会長 電話 090-2253-6105
第三者委員	兼元 妙子	千葉県歯科医師会理事 電話 047-478-2726

【要望・苦情等への対応方法】

保護者さまより要望・苦情をお受けした場合には、適切に対応し、改善を図るように努めます。また個人情報には最善の配慮をし、要望・苦情の内容を記録し、市からの求めがあった場合には適切に報告して参ります。

(16) 怪我・事故の対応について、また賠償責任保険の加入状況に関する事項

集団生活の中では、保育者が十分気を配っていても、怪我をしてしまうことがあります。中には転んで手が出ず顔面を打ちつけ擦りむいたり、歯を負傷してしまうケースも増えてきています。起きてしまった場合には必要に応じて園で受診に行きますが、そういうことが起こりうることを何卒ご理解下さい。治療が必要と思われる怪我が起きた場合、まず保護者の方に連絡させて頂き、近隣の病院を受診します。診察後再度連絡をし、報告させて頂きます。翌日以降、保険証と受給券を持参の上、登園をお願いいたします。園の方で病院にて精算をいたします。保険の申請が必要となりますので書類等がそろい次第ご対応をお願いいたします。

以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償保険・傷害保険
保険の内容	園賠償責任・園児傷害・特定感染症補償
保険金額	1名 1事故 10億円

(17) 守秘義務及び個人情報の取り扱い

- (1) 正当な理由がない限り、保育の提供にあたって知りえた利用児童及びその家族の個人情報を他者へ公表しません。
- (2) 在園児と保護者、関係者のすべては職員や他の園児、利用者への誹謗中傷、口頭、書面、SNS を問わず、いかなる媒体においても発信することを禁止します。該当行為が見られた場合には、適正な処置を講じます。
- (3) 利用児童の移住市町村が認定する毎月の保険料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。
- (4) 他の保育所へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設の間で、必要な連絡調整を行います。
- (5) 緊急時、病院、その他関係機関に対し必要な情報を行います。
- (6) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園にあたり入学先の小学校との間で情報を共有します。

(19) その他保護者に説明すべき事項

□虐待の防止のための措置

園児の身体及び日々の様子について保育者・看護師等が連携を取りながら毎日の観察やクラス巡回等で日常的に対応し、園長等へすぐに報告・連絡・相談ができるよう保育を実施しております。なお、保育園は虐待の事実があった場合及び虐待が疑われる場合には児童相談所等への通報義務があります。

□暴力団の排除に関する事項

「千葉県及び船橋市暴力団排除条例に定める責務を果たすため、暴力団及び暴力団員などの排除に関し、必要な措置を講じるものとする。」